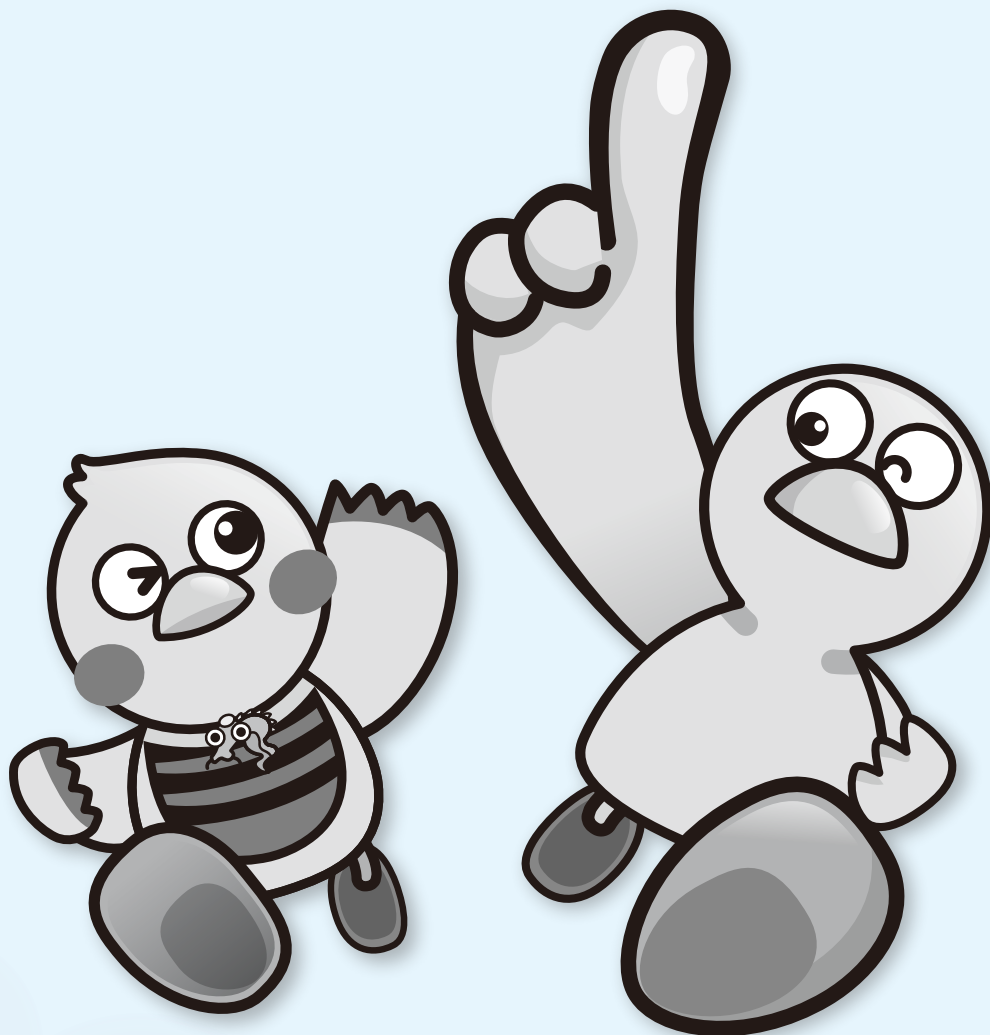


# みんなですすめよう 男女共同参画

ひとりひとりが幸せな社会のために



埼玉県のマスコット「コバトン&さいたまっち」

彩の国  埼玉県

## 男女共同参画社会とは、どんな社会でしょうか

男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

### 男女共同参画社会基本法では

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義しています。

## なぜ、男女共同参画が必要なのでしょう

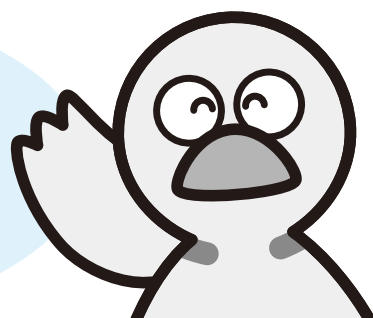
我が国における男女共同参画の推進は、日本国憲法により「個人の尊重」と「法の下での平等」がうたわれ、平成11年の男女共同参画社会基本法の成立を経て、国際社会の動向と連動しながら、様々な取組が進められてきました。本県でも平成12年に「埼玉県男女共同参画推進条例」を全国に先駆けて制定し、取り組んでまいりました。

一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担に基づく人々の意識や社会慣行がまだまだ存在しています。

今後、我が国は、急激な高齢化や生産年齢人口の減少による社会活力の低下など、今まで経験したことのない局面を迎えます。これまで以上の知恵と工夫により誰もが活躍できる社会を築くため、男女が性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現が、一層重要になっています。

男女共同参画社会の実現には県や市町村の取組はもとより、県民や事業者の皆様が男女共同参画を身近な課題として、共に取り組んでいくことが今にもまして切実に求められています。

それでは、埼玉県の男女共同参画の現状や、男女共同参画社会づくりの取組などを見てください



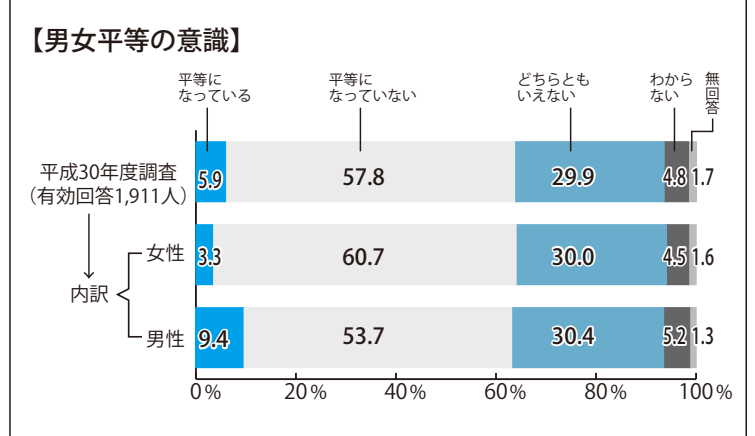
# 埼玉県の男女共同参画の現状

## ❁ 意識

### 1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について男女ともに半数以上の方が「平等になっていない」と考えています。

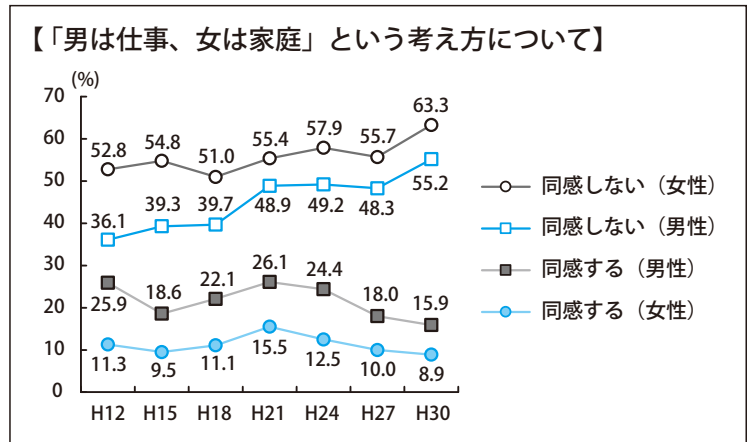
出典：県男女共同参画課「平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



### 2 固定的な性別役割分担意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」といった性別による役割分担について、同感しない人が男性で初めて5割を超え、女性では6割を超えました。

出典：県男女共同参画課「男女共同参画に関する意識・実態調査」

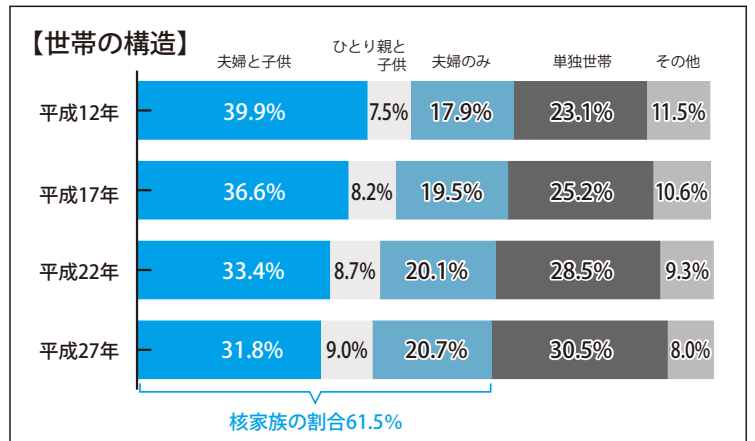


## ❁ 家庭

### 1 核家族世帯の割合

一般世帯に占める核家族世帯の割合は、61.5%と全国平均(55.9%)より5.6ポイント高く、全国では奈良県に次いで2番目に割合が高くなっています。

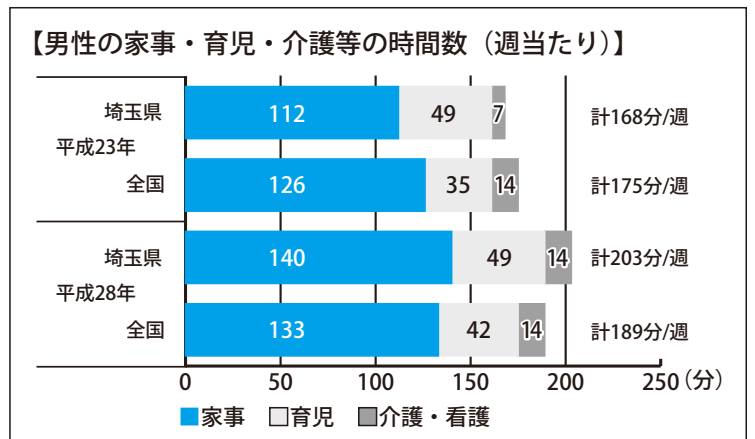
出典：総務省(国勢調査)



### 2 男性の家事・育児・介護等の時間

男性の家事・育児・介護等にかかる時間は週当たり203分/週(1日あたり29分)と、5年前に比べて長くなり、全国平均を上回りました。

出典：総務省(社会生活基本調査)



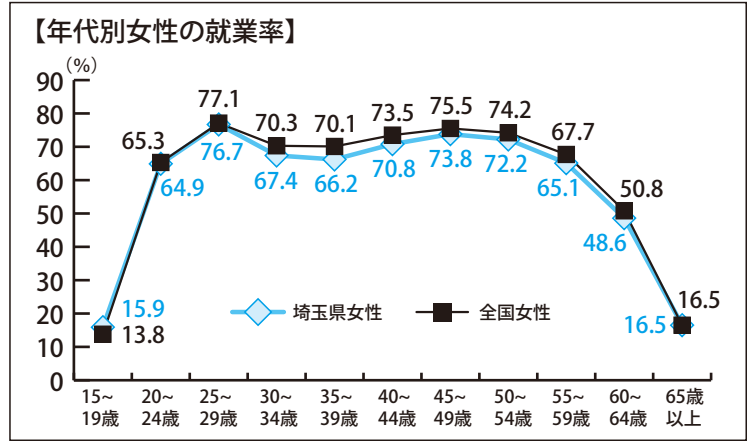
# 労働

## 1 女性の就業率 (M字カーブ)

本県の女性の就業率は30歳代を底とするM字を描いています。出産・子育て期に女性の就業率が大きく低下していることが分かります。

M字の底は全国と比べ深い状況にあります。

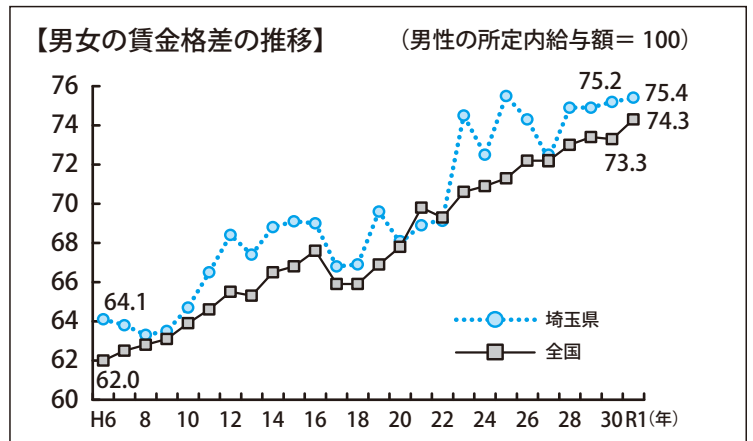
出典：総務省（平成27年国勢調査）



## 2 男女の賃金格差の推移

男性の一般労働者の平均賃金水準を100とした場合の女性一般労働者の賃金水準の推移をみると、男女間の賃金格差は徐々に縮小されていますが、依然として格差は残っています。

出典：厚生労働省（賃金構造基本統計調査）

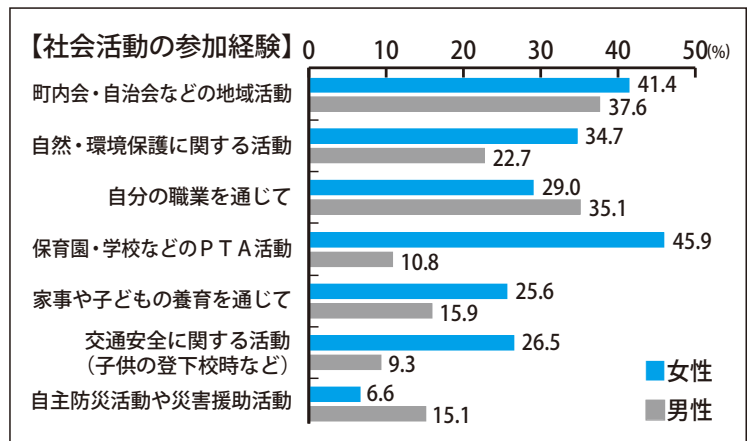


# 地域

## 1 社会活動の参加経験

女性は「保育園・学校などのPTA活動」「町内会・自治会などの地域活動」「自然・環境保護に関する活動」が多く、男性は「町内会・自治会などの地域活動」「自分の職業を通じて」が多くなっています。「保育園・学校などのPTA活動」で男女の差が大きく、女性が男性を35.1ポイント上回っています。

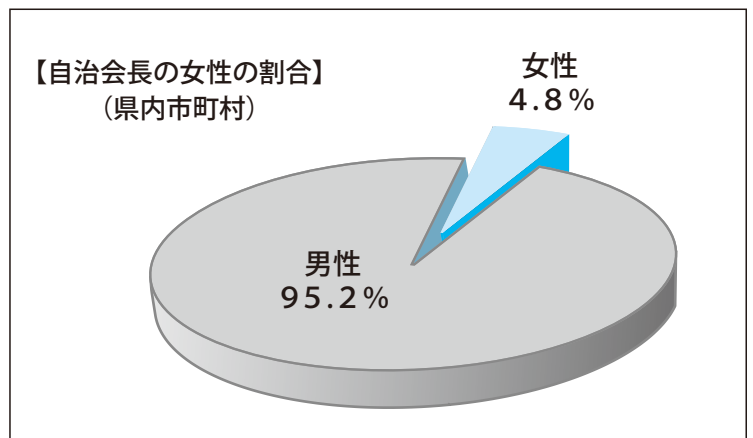
出典：県男女共同参画課「平成30年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



## 2 自治会長の女性割合

町内会・自治会などの地域活動の参加経験者の割合は女性の方が高いにも関わらず、自治会長の女性割合は4.8%と低い状況にあります。

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和元年度）



# 埼玉県の男女共同参画への取組



## 埼玉県男女共同参画推進条例

この条例は、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策について総合的かつ計画的に推進するために全国に先駆けて平成 12 年 3 月に制定されました。

### \* 基本理念 \*

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度や慣行についての配慮
- ③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- ⑤ 生涯における性と生殖に関する健康と権利の尊重
- ⑥ 国際的協力



## 埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年 3 月策定）

「埼玉県男女共同参画推進条例」第 12 条に基づき、県としての男女共同参画の推進に係る基本的な考え方と施策の方向を示した基本計画を策定し、さまざまな取組を進めています。

【計画期間：平成 29 年度～令和 3 年度の 5 年間】

### \* 8 つの基本目標 \*

- I あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する
- II 経済社会における女性の活躍が更に広がる
- III 家庭や地域で男女が共にいきいきと参画する
- IV 災害に強い地域を男女が共につくりあげる
- V 男女の固定的な性別役割分担や偏見をなくす
- VI 男女共同参画の意識をはぐくむ
- VII 女性に対するあらゆる暴力を根絶する
- VIII 男女の異なる健康上の問題を踏まえ、生涯にわたる健康づくりを支援する

この計画は、平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 1 項に規定する、県における推進計画と位置付けています。

具体的には基本目標のうち、II「経済社会における女性の活躍が更に広がる」に係る部分を推進計画としています。

## 男女共同参画をすすめるために

### 県民の皆さん

家庭、職場、学校、地域社会などあらゆる分野に、ひとりひとりが積極的に参画していきましょう。

それぞれの  
取組

### 事業者の皆さん

事業活動を行うにあたっては、男女が共同して参画できる体制づくりに積極的に取り組ましましょう。

# 埼玉県における政策・方針決定過程への女性の参画の状況

## 県議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
15.1% (全国 6 位)	11.4%

R 1.12.31 現在

## 市町村議会における議員の女性割合

埼玉県	全国平均
22.0% (全国 4 位)	14.6%

R 1.12.31 現在

## 県職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
9.0% (全国 26 位)	10.3%

H31. 4. 1 現在

## 市町村職員の管理職に占める女性割合

埼玉県	全国平均
14.4% (全国 24 位)	15.3%

H31. 4. 1 現在

## 県審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
38.2% (全国 5 位)	33.0%

※県の目標:40%(令和3年度) H31. 4. 1 現在

## 市町村審議会等の委員の女性割合

埼玉県	全国平均
28.9% (全国 9 位)	26.8%

※委員会を含まず H31. 4. 1 現在

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」(R1.12.31 現在)  
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(令和元年度)

# 日本の男女共同参画の国際比較

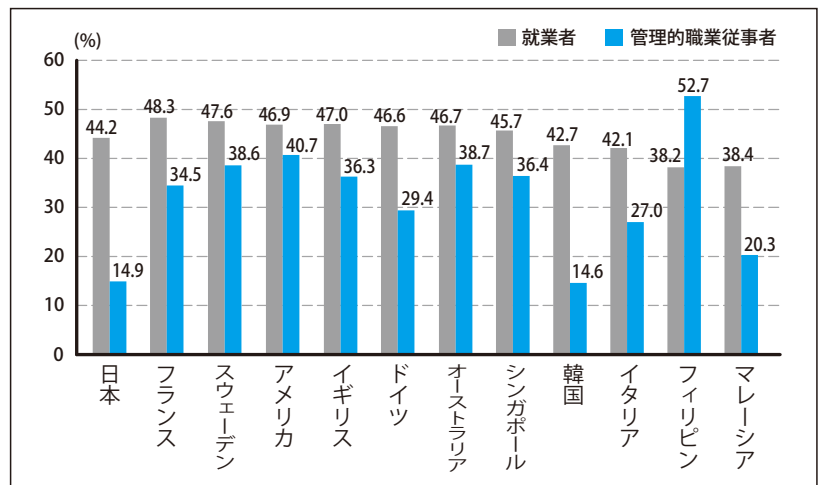


## 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合 (国際比較)

就業者に占める女性割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的にも低いのが現状です。

(備考)

1. データブック国際労働比較 2019
2. オーストラリアは 2017 年、マレーシアは 2016 年、その他の国は 2018 年の値。
3. 「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。



## ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ※から構成され、男女格差を測る指数です。

2020年の日本の順位は153か国中121位で、前回(2019年)の149か国中110位から順位を下げています。政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況です。

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
⋮	⋮	⋮
53	米国	0.724
⋮	⋮	⋮
106	中国	0.676
⋮	⋮	⋮
121	日本	0.652

### 分野ごとの順位 (日本)

分野	順位	2019
経済	115位 ↗	117位
教育	91位 ↘	65位
健康	40位 ↗	41位
政治	144位 ↘	125位

世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report2020」より。  
※各分野のデータ  
○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の平等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率  
○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率  
○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命  
○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数

## 家庭では

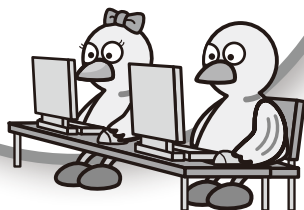
性別による固定的な役割分担が解消され、バランスのとれた家庭生活が築かれます。



男性も女性も意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

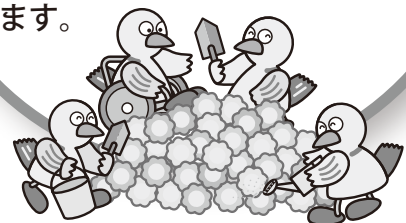
## 職場では

女性の政策・方針決定過程への参画が進みます。男女共に自らの能力を発揮し、多様な人材が活躍することによって、活力ある経済活動が実現します。



## 地域では

性別や年代にかかわらず、様々な地域活動へ参画します。男女が性別による固定的な役割分担意識にとらわれず相互に協力し、地域活動に貢献します。



# ひとりひとりの豊かな人生

## 男女共同参画社会の実現

～男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉～

# 相談窓口の御案内

## 男女共同参画に関する苦情処理

- 男女共同参画に関する県の施策についての苦情
- 配偶者・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権が侵害され、申し出を希望される場合

【申出方法】原則書面で郵送又はファクシミリ（048-830-4755）で  
【送付先】〒330-9301（住所の記載は不要です）  
県男女共同参画課内「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」宛て  
【問合せ先】☎048-830-2921

\*申出書の入手方法：県男女共同参画課のホームページから入手できます。  
また、「電子申請サービス」による申し出も御利用いただけます。

## 生き方、家庭、地域での人間関係などの相談は 埼玉県男女共同参画推進センター《愛称：With You さいたま》へ

☎048-600-3800  
月曜～土曜（祝日、第3木曜日、12/29～1/3を除く）  
10:00～20:30

### 男性相談

※男性臨床心理士が電話相談  
に応じます

☎048-601-2175  
毎月第3日曜（原則として）  
11:00～15:00

## ●ドメスティック・バイオレンス（DV）について…

DVは犯罪となりうる行為を含む重大な人権侵害です。

## DVの相談は埼玉県配偶者暴力相談支援センターへ

埼玉県婦人相談センター  
DV相談担当

☎048-863-6060  
月曜～土曜 9:30～20:30  
日曜・祝日 9:30～17:00  
(12/29～1/3を除く)

埼玉県男女共同参画  
推進センター  
(With You さいたま)

☎048-600-3800  
月曜～土曜 10:00～20:30  
(祝日、第3木曜日、12/29～1/3を除く)

みんなですすめよう男女共同参画 令和2年12月

【発行】埼玉県県民生活部 男女共同参画課  
電話：048(830)2921 FAX：048(830)4755  
Email：a2920@pref.saitama.lg.jp

